

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年7月18日

福島県南会津農林事務所長 久力 幸

工事（委託業務）番号	第 24-36250-0038 号
工事（委託業務）名	復旧治山0601工事「向山地区」
質 問 事 項	
<p>1. 完成期限が「令和7年3月31日」となっておりますが、当該施工箇所は豪雪地帯であるため、積雪により施工が困難になることが予想されます。積雪等気象の影響により、工事の進捗に影響が出た場合に工期の延長は可能でしょうか。</p> <p>2. 冬期間（12月～3月）は積雪等の影響で実質施工は難しいと思われませんが、様式9号の工程計画は、冬期間も積雪等による大きな影響が無く、施工出来るものとして作成してよろしいでしょうか。</p> <p>3. C単-3号（断崖掘削機）の「油類 軽油×20%」は軽油のみに掛かっていると考えてよろしいでしょうか。また、雑品の5%は労務費のみに掛かっておりますか。ご教示願います。</p> <p>4. S単19号の「現場吹付法砕工（法砕吹付工）」の歩掛にセメント、砂、碎石、混和材等のモルタル数量が未計上になっていると思われます。歩掛の確認をお願いいたします。</p> <p>5. S単20号の「現場吹付法砕工（砕内吹付工）」歩掛内の基盤材（3.9m³）は、特記仕様書p18の「現場吹付法砕工（砕内吹付）t=3cm配合表」の基盤材・肥料・浸食防止材・種子の各数量を計上すればよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> <p>6. 本工事の仮設道路は、現況斜路から右岸側沿いに計画されておりますが、その右岸側は降雨等により浸食され、また天端部には亀裂が入っている所も有り、現況の状態で仮設道路を設置するのは危険かと思われます。仮設道路右岸部の掘削等を行い、危険箇所を取り除き現況より緩い法勾配にする等、対策が必要な場合は追加変更可能でしょうか。</p> <p>7. 当該工事の支障木伐採箇所は、急勾配の高所であるため、チェーンソーによる伐採後の</p>	

プロセッサによる機械造材、グラップルによる積込は、バックホウが上れる地山勾配ではないため難しいかと思われませんが、作業方法についてどの様にお考えなのかご教示願います。また、他の機械等が必要な場合は変更可能でしょうか。

8. 断崖掘削機で落とした掘削土を、バックホウ 0.8m³ で不整地運搬車 0.6t に積込み中出しをする設計になっておりますが、現況地山勾配がバックホウや不整地運搬車が登坂するには急勾配のため、中出し箇所まで仮設道を設置する等の何らかの対策が必要になるかと思われま。当該計画で残土処理ができない場合設計変更は可能でしょうか。ご教示願います。
9. S単-17号「現場吹付法砕工(法砕組立・据付工)」に使用されている“P96019_コンクリート法砕用型砕 FM-300”及び、T単-10号「ロケットアンカー設置撤去」に使用されている“P96016_土砂部用パイプアンカーA”の単価はいずれの物価資料から採用しているのでしょうか。ご教示願います。
10. S単-20号「現場吹付法砕工(砕内吹付工)」に使用されている“P96021_基盤材”についての質問です。特記仕様書に配合表が記載されていますが、基盤材・肥料・浸食防止材・種子はいずれの物価資料から採用していますでしょうか。ご教示願います。
11. 技術者確保数の項目において配置可能な監理技術者、主任技術者または1級技能士には入社後3か月経過が加点の必要条件でしょうか。
12. 技術者確保数の項目において技能士資格は下請けから2人を配置した場合2人分として計算されると考えてよろしいでしょうか。

回 答 事 項

1. 積雪の状況を踏まえ、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第22条及び第24条に基づく工期延長の協議の対象とします。
2. 積雪の状況によっては、新たに除雪経費を計上の上、施工は可能と想定していますので、積雪等の大きな影響がないものとし、令和7年3月31日までの工程計画を策定願います。
3. 断崖掘削機を稼働させるために必要な油脂類の金額は、以下に示したとおり「軽油の金額×20%」として算出・計上しております。また、雑品の金額は、以下に示したとおり単価表の各項目の合計金額に5%を掛けて計上しております。

油脂類＝軽油×0.2

雑品＝(土木一般世話役＋運転手(特殊)＋法面工＋軽油＋油脂類＋FG-35機械損料

+主ワイヤー等損料) ×0.05

4. モルタルについては、ご指摘のとおり計上漏れです。また、当該歩掛の条件設定のうち、長期割引単価区分（賃料機械）も修正する必要があるため、これらを訂正し、設計図書との差替えを行います。
5. 現場吹付法枠工（枠内吹付工）の基盤材の構成内訳は特記仕様書P18に記載のとおりです。
6. 必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく設計変更の協議の対象とします。
7. 造材、積込みは斜面上ではなく、仮設道で行うものと考えています。また、他の機械等が必要な場合は、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく設計変更の協議の対象とします。
8. 必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく設計変更の協議の対象とします。
9. S 単-17 号「現場吹付法枠工（法枠組立・据付工）」に使用されている P96019_コンクリート法枠用型枠 FM-300 については、積算資料の単価を採用しています。T 単-10 号「ロケットアンカー設置撤去」に使用されている P96016_土砂部用パイプアンカーA の単価については、建設物価と積算資料の単価の平均を採用しています。
10. S 単-20 号「現場吹付法枠工（枠内吹付工）」に使用されている P96021_基盤材・肥料・浸食防止材・種子の採用の根拠は以下のとおりです。

基盤材（フジミソイル 5 号）	建設物価
肥料（高度化成 NPK15:15:15）	建設物価
浸食防止材（ルナゾールパウダーS）	建設物価
種子（ケンタッキーブルーグラス）	建設物価と積算資料の単価の平均
種子（ペレニアルライグラス）	建設物価と積算資料の単価の平均
種子（トールフェスクバーバリアン）	農林土木事業現単価表

11. 監理技術者、主任技術者として配置するためには、入札の申し込み日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるため、必要条件となります。
12. 当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数未満の場合、下請業者における技術者が技能士の資格を有する場合も認められます。

